

専有部分の家屋番号	12-2-8-101 ~ 12-2-8-107 12-2-8-201 ~ 12-2-8-207 12-2-8-301 ~ 12-2-8-307 12-2-8-401 ~ 12-2-8-407 12-2-8-501 ~ 12-2-8-507 12-2-8-601 ~ 12-2-8-607 12-2-8-701 ~ 12-2-8-705 12-2-8-801 ~ 12-2-8-805 12-2-8-901 ~ 12-2-8-904 12-2-8-1001 ~ 12-2-8-1004 12-2-8-1101 ~ 12-2-8-1103				
表 題 部 (一棟の建物の表示)	調製	余 白		所在図番号	余 白
所 在	東村山市富士見町一丁目 12番地2			余 白	
建物の名称	ヴィラージュ・ヴェール8番館			余 白	
① 構 造	② 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋 コンクリート造陸屋根11階 建	1階 652.33 2階 639.59 3階 639.59 4階 628.54 5階 639.59 6階 639.59 7階 477.04 8階 479.56 9階 390.70 10階 370.95 11階 308.59			〔平成11年11月19日〕	
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積 m ²	登 記 の 日 付	
1	東村山市富士見町一丁目12番 2	宅地	35429.07	平成11年11月19日	
表 題 部 (専有部分の建物の表示)				不動産番号	0127001201426
家屋番号	富士見町一丁目 12番2の8-702			余 白	
建物の名称	8-702			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	7階部分 71.22		平成11年11月10日新築 〔平成11年11月19日〕	
表 題 部 (敷地権の表示)					
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	1000000分の1122		平成11年11月10日敷地権 〔平成11年11月19日〕	
所 有 者	大阪府大阪市中央区南船場四丁目1番9号 持分100分の34 東 洋 不 動 産 株 式 会 社 東京都千代田区大手町二丁目6番3号 100分の22 新 日 本 製 鐵 株 式 會 社 東京都中央区日本橋兜町1番10号 100分の22 平 和 不 動 産 株 式 会 社 兵庫県芦屋市業平町8番14-105号 100分の22 アーバンライフ株式会社				

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K17785-(1/1)

1/3

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成12年2月7日 第4649号	原因 平成11年12月18日売買 所有者 東村山市富士見町一丁目12番地2ヴァラージュ・ヴェール八番館702
2	所有権移転	令和2年8月20日 第29264号	原因 令和2年8月20日売買 所有者 東京都西東京市富士町一丁目7番74-705号
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和7年3月25日 第10905号	原因 令和6年2月1日住所移転 住所 川崎市多摩区栗谷四丁目10番10-305号
3	所有権移転	令和7年3月25日 第10907号	原因 令和7年3月25日売買 所有者 東京都豊島区池袋二丁目23番4-206号 有限会社 菊 栄 商 事 会社法人等番号 0400-02-003156

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成12年2月7日 第4650号	原因 平成12年2月5日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,250万円 利息 年2.2% ただし、平成22年2月5日から年4.0% (ただし、月割計算。月末満の期間は、年365日日割計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 東村山市富士見町一丁目12番地2ヴァラージュ・ヴェール八番館702 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 住 宅 金 融 公 庫 (取扱店 株式会社三和銀行国分寺支店)
付記1号	1番抵当権移転	平成21年7月29日 第31035号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
2	抵当権設定	平成12年2月7日 第4651号	原因 平成12年2月7日保証委託契約による 求償債権同日設定 債権額 金1,300万円 損害金 年14.6% (年365日日割計算) 債務者 東村山市富士見町一丁目12番地2ヴァラージュ・ヴェール八番館702 抵当権者 千代田区大手町二丁目1番1号 全 国 保 証 株 式 会 社

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K17785 (1 / 1)

2 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	抵当権設定	平成18年7月21日 第35346号	原因 平成18年6月28日保証委託契約に基づき求償債権平成18年7月21日設定 債権額 金1,080万円 損害金 年14%(年365日の日割計算) 債務者 東村山市富士見町一丁目12番地2ヴァイラージュ・ヴェール八番館702 抵当権者 千代田区大手町一丁目1番1号 三菱UFJ住宅ローン保証株式会社
4	2番抵当権抹消	平成18年8月18日 第39209号	原因 平成18年7月28日解除
5	1番抵当権抹消	平成21年8月13日 第33513号	原因 平成21年7月28日弁済
6	3番抵当権抹消	平成27年5月28日 第20819号	原因 平成26年6月26日解除
7	抵当権設定	令和2年8月20日 第29265号	原因 令和2年8月20日保証委託契約に基づき求償債権同日設定 債権額 金2,340万円 損害金 年14%(年365日の日割計算) 債務者 東京都西東京市富士町一丁目7番74-705号 抵当権者 さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 りそな保証株式会社
8	7番抵当権抹消	令和7年3月25日 第10906号	原因 令和7年3月25日解除
9	抵当権設定	令和7年3月25日 第10908号	原因 令和7年3月18日金銭消費貸借令和7年3月25日設定 債権額 金2,480万円 利息 年2.000%(年365日の日割計算) 損害金 年14%(年365日の日割計算) 債務者 東京都豊島区池袋二丁目23番4-206号 有限会社菊栄商事 抵当権者 東京都港区南青山三丁目10番43号 株式会社きらぼし銀行 (取扱店 船橋支店)



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和7年4月22日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K17785 (1/1)

